

困ったなあ

に答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

母の遺言の内容に
納得できません。

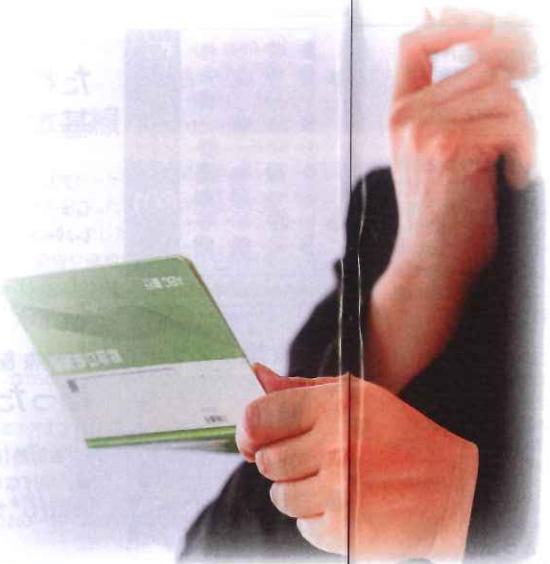
先生とは高校時代からの知り合いですが、この度母が亡くなりました。ご存じのように、東京の私立医大に入つて、大学の先輩医師と結婚し、ずっとこちらに住んで働いています。私は戸籍上は両親の実子ですが、本当は伯父方の末っ子だということを小さい頃から知っていました。一人っ子だし大事に育ててもらいましたが、なんとなく隔てがあつて、大学も東京に出てきだし、以降あまり帰りませんでした。もちろん多額の学資を出してくれたことは感謝していますが。

父は早くに亡くなり、遺産は母生き後いづれ私が相続する

ので、配偶者控除のこともあります。大方母に相続してもらいました。母は100歳近くまで生き、晩年こそ施設に入りましたが、近くに住む自分の姪らに面倒を見てもうついたようです。

その方たちには当然お礼をしようと思っていたのですが、なんと母が「全財産は〇〇（＝姪）に与える」との遺言を7年前に書いていたのを、家裁の検認手続きで知つて、びっくりしました。母の筆跡だとは思いますが

遺産は、自宅土地建物（5000万円くらい）と、預金通帳を見せてもらったところ2000万円程度の残高で、大した金額ではないのですが、とにかく欣然としません。どうすれば良いと思われますか？



故人の遺志を酌むことも選択肢の一つです。

いわゆる「藁の上からの養子」だったのですね。初めて知りました。生まれたばかりの子供をもらって実子として育てることは昔はわりと行われていたようですが（今は特別養子縁組制度があります）、出生証明書にはお産の立ち合い者の署名が必要るし、実子としての虚偽の届け出は公正証書原本不実記載罪になります。故に、こうした親子関係作出は無効ということが基本でしたが、諸般の事情によつては有効と扱われるようになります。

したがつて、お母さまの遺族であること自体は大丈夫ということを前提にしますね。方法として考えられるのは三つ。

一つは遺言無効確認訴訟提起すること。ただし、認知機能が低下していたとしても老化による認知障害は誰にでもあり、7年前にすでに遺言作成能力を失なかつたと立証するのは大変難しいと思います。お母さまとして世話をなつてている身内に差し上げたい、そして言いづらいですが、娘はほとんど来ないし収

入もたくさんあるし、と考えても不思議ではないでしょう。介護をせずにおいてそんな訴訟を起こしたら、そりも受けかねず、あなたには地位も名誉もあります。

次は遺留分減殺（侵害額）請求を起すこと。本来は唯一の相続人であるあなたが全遺産をもらえるのですが、遺言を有効であると認めた上で、その半分が欲しいという請求です。1年内に請求しなければなりませんが、申し立てれば認められると思います。裁判所を介さなくともまずは弁護士間で、預金だけはこちらに欲しいという交渉をしても構いません。

最後はお母さまの遺志を酌ん